

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	自立支援医療費に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、自立支援医療費(精神通院医療、育成医療、更生医療)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

三股町

## 公表日

平成27年12月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療費(精神通院医療・育成医療・更生医療)に関する事務
②事務の概要	<p>・精神通院医療 精神疾患を理由として、通院による治療を受けているかたに受給者証の交付に関する事務(新規・再認定・変更・記載事項変更・再交付)</p> <p>・育成医療 18歳未満のかたで、現存する疾患を医療により、ほぼ正常と変わらない機能を回復できると判断された場合に受給者証を交付(新規・再認定・変更・記載事項変更・再交付、支払事務)</p> <p>・更生医療 18歳以上のかたで、現存する疾患を医療により、その障害を取り除く、あるいは軽減できると判断された場合に受給者証を交付(新規・再認定・変更・記載事項変更・再交付、支払事務)</p> <p>※上記事務について、特定個人情報を取り扱う。</p>
③システムの名称	総合福祉システム、共通宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の84の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定めた事務を定める命令第60条</p> <p>・番号法第9条第2項に関する条例案</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>&lt;提供ができる根拠規定&gt; 番号法第19条第7号 別表第二(第16、26、56の2、87項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という。) 第12条、第19条、第30条、第44条</p> <p>&lt;照会ができる根拠規定&gt; 番号法第19条第7号 別表第二(第108項) 別表第二の主務省令第55条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長	福祉課長 岩松 健一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三股町福祉課 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-9061
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三股町福祉課 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-9061

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

